

社会保障給付等を原資とする 預貯金債権と金融機関の 信用供与債権との相殺

客員弁護士 二本松 利忠

第1 はじめに

年金等の社会保障給付を受給する権利は、受給者の生活の安定等の趣旨から、国民年金法や厚生年金法その他の法律で、全額につき差押えが禁止されている¹。また、給料等を受給する権利についても、民事執行法により、一定の範囲で差押えが禁止されている²。

そして、これら差押禁止債権については、債権者(受給権者、労働者等)に日常生活資金を付与するための給付を内容とするものであり、債権者に現実の給付を得させることを目的としたものであるから、民法510条により、反対債権を有する債務者(相殺を欲する側)が差押禁止債権を受働債権とする相殺は禁止されている(なお、民法の債権関係等については、平成29年法律第44号による改正がなされたが、510条については改正されていない)。

今日、年金・給料等は、受給権者が金融機関に有する預貯金口座に振り込まれることが一般的である。これらの差押禁止債権の給付として受給権者の預貯金口座に金員が振り込まれた場合、金融機関が貸付などの信用供与により取得した債権を回収するため、預貯金債権を受働債権として相殺することが許されるであろうか。これが本稿で取り上げる問題である。預貯金口座に振り込まれた年金・給料等を原資とする預貯金債権を差し押さえることができるかの問題については、御池ライブラリー前号(2019年10月 No.50)27頁以下の拙稿「社会保障給付等を原資とする預貯金債権に対する差押え」で取り扱っており、本稿はその続編に当たる。

第2 裁判例

差押えが全部又は一部禁止されている年金・給料等を原資とする預貯金債権を受働債権、金融機関の信用供与債権を自働債権として行われた相殺の効力が裁判で争われた事例を紹介する。

1 札幌地判平6・7・18判タ881号165頁・金法1446号45頁³

(1) Xは、平成2年、Y銀行との間でカードローン契約(借入限度額30万円)を締結のうえ、これに基づき逐次カードによる借入れと口座での自動返済を繰り返していた。平成4年1月、Yは、Xの代理人弁護士から債務整理の通知を受けたため、Xに対する貸付債権について期限の利益を喪失させたいと催告し、同年2月10日、残高がごくわずかであった預金口座に給料が振り込まれ、これを原資とする預金債権を受働債権として相殺した。ただし、その後、上記代理人弁護士が公開質問状と題する書面をYに送付するなどしたことから、Yは、本件相殺を撤回して預金残高を復元させ、その後、Xはこれを引き出した。

Xは、Yの相殺が違法であるなどとして、Yに対し、慰謝料等の損害賠償を求める訴えを提起した。

(2) 本判決は、「差押えの禁止が定められている給付であっても、いったん受給者の預金口座に振り込まれた場合は、その法的性質は受給者の銀行に対する預金債権に変わる。」として、本件相殺の違法性は認められないとしたが、Yは、本件相殺を行えばXの債務整理計画が立たなくなることや生活が成り立たなくなることを知っており、本件相殺の時期、意図、態様から、相殺の担保的機能を期待する合理的な理由に欠け、権利濫用で許されないものとした。ただし、本件相殺が不法行為としての違法性を具備する特段の事情があるとは認められないとして不法行為の成立は否定した。

2 最判平10・2・10金法1535号64頁⁴

Xは、平成3年6月、Y信用金庫に普通預金口座(本件口座)を開設し、国からの老齢厚生年金、老齢基礎年金及び労災保険金の振込口座として利用するほか、他の金融機関や生命保険会社からの入金、Xによる預入れ、キャッシュカードによる引出し、保険料の支払などに利用していた。一方、Xは、平成元年8月、AのYに対する150万円の貸金債務の連帯保証人となっていたが、平成5年4月1日、Yに対し、自分が怪我のため病院通いをしていて仕事ができなくなったとして今後の債務の弁済が不可能な状態である旨通知したところ、Yは、同月2日、信用金庫取引約定書に定める期限の利益喪失事由が生じたとして、A及びXに対し一括弁済を催告したうえ、同月9日、Xに対する連帯保証債務履行請求権(約18万円)と本件口座の預金債権とを対当額で相殺した。なお、本件口座には、平成5年2月に国民年金約42万

円、同年3月に労災保険金約167万円が入金されていたが、本件相殺の直前にXが引き出し、本件相殺時の預金残高は約36万円となっていた。

Xは、Yによる相殺は差押禁止債権を受働債権とするものであるから違法であり、信義則にも反するとして相殺額相当分の不当利得返還請求及び不法行為による損害賠償(慰謝料等)を請求した(なお、Xは、国に対しても金融機関に対する指導監督義務違反を理由として損害賠償を請求したが、この点についての説明は省略する)。

(1) 第一審(釧路地裁北見支判平8・7・19金法1470号41頁)⁵

国民年金等が振込指定預金口座に振り込まれることによって年金等の受給権は消滅し、同時に受給者は預金の払戻請求権を有することになり、本件の受働債権は差押え等が禁止されている年金等の受給権そのものでなく、これを相殺に供することが直ちに差押禁止の規定に反するものではないなどとして、本件相殺を肯認し、Xの請求を棄却した。

(2) 控訴審(札幌高判平9・5・23金法1535号67頁)

「給付金が受給者の金融機関における預金口座に振り込まれると、それは受給者の当該金融機関に対する預金債権に転化し、受給者の一般財産になると解すべきであるから」年金等の振込みにより生じた預金債権は差押え等禁止の属性を承継しないなどとして、Xの控訴を棄却した。

(3) 最判平10・2・10金法1535号64頁

原審の適法に確定した事実関係の下においては、原審の判断は正当として是認することができるとして、Xの上告を棄却した。

第3 年金等を原資とする預貯金債権の相殺禁止

1 年金等を原資とする預貯金債権の差押禁止

年金等の社会保障給付、給料債権等については、受給者の指定する預貯金口座への振込みによって受給権者がその振込に係る預貯金債権を取得し、受給権は消滅する。判例・学説は従前からこのように解していたが、平成29年法律第44号改正民法は、預貯金口座に対する払込みによってする弁済は、債権者がその預貯金債権の債務者に対してその払込に係る金額の払戻しを請求する権利を取得したときにその効力を生ずる旨の規定(477条)を新設したので、この点がより明確となった。

このように差押禁止債権が預貯金債権に転化した

場合、預貯金債権は元の差押禁止という債権の属性を承継し(又は差押禁止の効力が持続し)、これに対する差押えが制限されるのではないかという問題が古くから議論されてきた。この点については、裁判例の多くは、差押禁止債権の給付として受給者の預貯金口座に金員が振り込まれた場合、振込みによって生じた預貯金債権は、差押禁止債権としての属性を承継しないとしており、通説も同様である(詳しくは前号拙稿28頁参照)。

2 年金等を原資とする預貯金債権の相殺

(1) 相殺の許否

上記のとおり、年金等の振込みによって生じた預貯金債権は差押禁止債権に該当しないとする、このような預貯金債権を受働債権とする相殺も許されることになる。前掲最判も、このことを前提として年金等を原資とする預金債権を受働債権とする金融機関からの相殺を適法としたものであり、学説の多くも民法510条の適用がないことを肯定する⁶。

(2) 相殺を制限する学説

相殺を許容する上記裁判例・学説に対し、差押えであれば民事執行法153条1項の差押禁止債権の範囲変更の申立てにより是正が図りうるのに、相殺にはそのような手段がないことや⁷、金融機関の一方的判断により貸金債務等に充当されてしまうことなどから、相殺のほうがかはるかに債務者に与える影響が大きく、年金等受給権者の生活基盤を崩壊させることになりかねないとして、年金等の振込みによって生じた預貯金債権全額を受働債権として行う相殺は無効であるとするなどの見解⁸がある。

しかし、この見解は、明文の根拠なく相殺を否定すべきでないことや相殺禁止は金融取引秩序を乱すおそれがあることなどから、少数説にとどまっている。

(3) 信義則違反又は権利濫用による制限

以上のことから、学説は、一般的には金融機関による相殺は可能であるとするが、以下のとおり、具体的事案によって、信義則違反又は権利の濫用(相殺権の濫用)として相殺が許されないとする見解が有力である。

ア 当該事案で差押禁止範囲の変更を認めるべき場合は、信義則違反又は権利濫用として、相殺が許されることがあるとする見解⁹。

具体的には、①振込みと相殺との近接性、②

振込口座における入金の一義性(年金等以外に入金があるかなど)、③自働債権の性質(生活資金の貸付債権か、保証債務かなど)、④取引銀行の変更の容易性(地方で年金振込取扱金融機関が少ない場合には取引銀行の変更による相殺回避が困難になり、その分、権利濫用が認められる余地が増大する。)などの諸要素を総合的に勘案して判断することになる。

イ 預金口座がもっぱら年金等の振込みのために用いられている場合のように、受働債権である預金債権が実質的に差押禁止債権の価値変形物であると評価することができる場合や、金融機関側が年金等の振込みがあることを待ち受けて相殺する場合には、生活保障的給付の性質に鑑み、相殺権の濫用とされる可能性が否定できないとする見解¹⁰。

(4) 前記第2の裁判例の評価

ア 前掲札幌地判平6・7・18の事例

本件事案は、生活資金としてのカードローン債権であり、金融機関(Y)としても振り込まれる給料等を引当てに融資したものであるから、本来、相殺の担保的機能についての期待は保護されてよいといえる。しかし、本件では、債務者(X)が多重債務を負い、弁護士が債務整理を行うことを受任した旨の通知を受けたYが、その直後に残高がごくわずかになった本件口座に給料が振り込まれたのを奇貨として相殺したとみうことや、Yは本件相殺を行えば債務整理計画が立たなくなること及びXの生活が成り立たなくなることを知っていたと認定されており、上記(3)ア・イの基準によれば、信義則違反又は権利濫用として相殺が許されないことになろう。

イ 前掲最判平10・2・10の事例

本件最判は、信義則違反又は権利濫用として相殺が許されないかという点について明確な判断を示していないが(原審においては信義則違反の主張があるが、上告理由とされていなかった。)、信義則違反又は権利濫用の可能性を排斥したものではないであろう。ただ、本件事案に即してみると、本件口座が預金者(X)の年金等の振込み以外に一般的財産管理のために利用されていたこと、自働債権はXに対する金融機関(Y)の保証債務履行請求権であるところ、Xは資産状況が悪化し相殺される直前に本件口座か

ら多額の預金を引き出ししていたことなどから、上記(3)ア・イの基準によっても、Yによる相殺が信義則違反又は権利濫用として効力を否定することは難しいと考えられる。

第4 おわりに

年金・給料等を原資とする預貯金債権に対する相殺の可否及び受給権者の保護のあり方については、現時点では、相殺は許されることを前提として、個別的に、信義則違反あるいは権利濫用の法理によって受給権者が救済されることになる。ただし、その基準の明確化には限界があり、法的不安定は払拭できず、結果的に、年金受給者等への信用供与が閉ざされるおそれがある。金融機関としても、不安定な基準により適切な相殺処理を行うことが要請されることになる。

したがって、年金・給料等を原資とする預貯金債権に対する差押えの制限以上に、これらの預貯金債権に対する相殺を制限する(例えば、入金後一定期間又は一定割合の相殺を禁止するなど)立法化が図られるべきであろう¹¹。

- 1 受給者の生活の安定等の社会政策的配慮から特別法で差押禁止規定が定められている例については、相澤真木=塚原聡編著『民事執行の実務【第4版】債権執行編(上)』(きんざい、2018年)221～223頁、梶山玉香「預金債権の差押えと債務者保護—預金債権化した差押禁止債権の扱いをめぐって」同志社法学62巻6号(2011年)167頁～175頁参照。
- 2 給料債権等については、受給額の4分の3について差押えが禁止されている(民事執行法152条1項・2項)。ただし、差押債権者の債権が養育費等の扶養義務等に係る定期金債権(同法151条の2)である場合には、差押禁止範囲は2分の1となる(同法152条3項)。
- 3 本件判批:宮川不可止「年金等の振込口座による相殺をめぐる問題」金法1487号(1997年)43頁。
- 4 本件判批:伊藤進「金融機関の信用供与債権と年金等の振込を源資とする預金債権との相殺について」金法1546号(1999年)65頁、長井秀典「平成11年度主要民事判例解説」判タ1036号(2000年)77頁、山本和彦・社会保障判例百選【第3版】別冊ジュリスト153号(2000年)83頁。
- 5 本件判批:伊藤進「年金等の振込口座による相殺の有効性—釧路地裁北見支判平8・7・16をめぐって—」金法1470号(1996年)13頁。
- 6 潮見佳男『新債権総論Ⅱ』(信山社、2017年)294頁、伊藤進「金融機関の信用供与債権と年金等の振込を源資とする預金債権との相殺について」金法1546号(1999年)65頁、宮川不可止「年金振込口座による相殺の可否—差押禁止の属性を振込金は承継するか—」金法1708号(2004年)38頁参照。
- 7 差押禁止債権が預金債権に転化した場合の相殺の制限に民事執行法153条1項を適用ないし類推適用することは解釈論としては無理であるとされている(伊藤・前掲金法1546号65頁参照)。
- 8 長尾治助「高齢者保護とレンダー・ライアビリティー(上)」NBL571号(1995年)10頁参照。なお、中野貞一郎=下村正明『民事執行法』(青林書院、2016年)676頁は、金融機関は振込原資を知りうる立場にあることなどから、給料等の振込みに係る預金債権を受働債権とする相殺は、給料等の差押禁止範囲に当たる

部分については効力を生じないとする。相殺を制限する見解として、他に、佐藤鉄男「給料振込による預金債権の差押と相殺」今中利昭先生還暦記念論文集『現代倒産法・会社法をめぐる諸問題』(民事法研究会、1995年)212頁がある。

- 9 山本・前掲83頁参照。
- 10 潮見・前掲294頁参照。なお、伊藤・前掲金法1546号65頁は、金融機関は給料・年金等の振込みを自分のところの預金口座に指定してくれるように勧誘したり、給料・年金等が振り込まれる預金を引当てに信用供与(貸付等)をすることが多いが、その際、預金債権の持つ担保としての役割や支払遅滞の場合に相殺される可能性があることを利用者に十分に説明すべきであり、相殺の可能性につき十分な説明をしないまま勧誘したときは、金融機関の融資者責任の観点から、預金等の状況によっては相殺が信義則違反又は相殺権の濫用とされる可能性が皆無とはいえないとしている。
- 11 山本・前掲83頁、伊藤・前掲金法1546号66頁参照。